

決 定 要 旨

被 審 人（住 所）愛知県名古屋市中区千代田五丁目 2 1 番 2 0 号

（名 称）株式会社サカイホールディングス

（法人番号 4180001034595）

上記被審人に対する令和 6 年度（判）第 1 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 3 0 0 0 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 6 年 7 月 1 6 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 6 年 5 月 1 5 日

金融庁長官 栗田 照久

(別紙)

1 課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

法第 178 条第 1 項第 4 号に該当

被審人は、名古屋市中区千代田五丁目 2 1 番 2 0 号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場されている会社である。

被審人の連結子会社は、売上の前倒しによる売掛金の過大計上及び売上の架空計上の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、東海財務局長に対し、下表のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、有価証券報告書の訂正報告書、四半期報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出したものである。

表

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容 (注)	主な事由
1	令和 4 年 3 月 31 日	第 29 期第 1 四半期 (平成 30 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日) に係る四半期報告書の訂正報告書	平成 30 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 1,914,421 千円であるところを 2,508,361 千円と記載	売上の前倒しによる売掛金の過大計上
2	令和 元年 5 月 15 日	第 29 期第 2 四半期 (平成 31 年 1 月 1 日～同年 3 月 31 日) に係る四半期報告書	平成 31 年 1 月 1 日～同年 3 月 31 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 2,057,229 千円であるところを 3,191,748 千円と記載	売上の前倒しによる売掛金の過大計上及び当四半期前の売上の架空計上
3	令和 4 年 3 月 31 日	第 29 期第 2 四半期 (平成 31 年 1 月 1 日～同年 3 月 31 日) に係る四半期報告書の訂正報告書	平成 31 年 1 月 1 日～同年 3 月 31 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 2,057,229 千円であるところを 2,631,156 千円と記載	売上の前倒しによる売掛金の過大計上

4	令和元年 8月9日	第29期第3四半期（平成31年4月1日～令和元年6月30日）に係る四半期報告書	平成31年4月1日～令和元年6月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,972,257千円である ところを 3,139,532 千円と記載	売上の前 倒しによ る売掛金 の過大計 上及び当 四半期前 の売上の 架空計上
5	令和4年 3月31日	第29期第3四半期（平成31年4月1日～令和元年6月30日）に係る四半期報告書の訂正報告書	平成31年4月1日～令和元年6月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,972,257千円である ところを 2,532,709 千円と記載	売上の前 倒しによ る売掛金 の過大計 上
6	令和元年 12月25日	第29期（平成30年10月1日～令和元年9月30日）に係る有価証券報告書	平成30年10月1日～令和元年9月30日の連結会計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が 199,172千円であるところを 367,924千円と記載	売上の前 倒しによ る売掛金 の過大計 上及び売 上の架空 計上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,018,147千円であるところを 3,282,737千円と記載	
7	令和4年 3月31日	第29期（平成30年10月1日～令和元年9月30日）に係る有価証券報告書の訂正報告書	平成30年10月1日～令和元年9月30日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,018,147千円であるところを 2,605,340千円と記載	売上の前 倒しによ る売掛金 の過大計 上

8	令和2年 2月14日	第30期第1四半期(令和元年10月1日～同年12月31日)に係る四半期報告書	令和元年10月1日～同年12月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,014,838千円である ところを3,220,405 千円と記載	売上の前倒しによる売掛金の過大計上及び当四半期前の売上の架空計上
9	令和4年 3月31日	第30期第1四半期(令和元年10月1日～同年12月31日)に係る四半期報告書の訂正報告書	令和元年10月1日～同年12月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,014,838千円である ところを2,596,075 千円と記載	売上の前倒しによる売掛金の過大計上
10	令和2年 5月15日	第30期第2四半期(令和2年1月1日～同年3月31日)に係る四半期報告書	令和2年1月1日～同年3月31日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,020,331千円である ところを3,201,683 千円と記載	売上の前倒しによる売掛金の過大計上及び当四半期前の売上の架空計上
11	令和4年 3月31日	第30期第2四半期(令和2年1月1日～同年3月31日)に係る四半期報告書の訂正報告書	令和2年1月1日～同年3月31日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,020,331千円である ところを2,577,922 千円と記載	売上の前倒しによる売掛金の過大計上
12	令和2年 8月14日	第30期第3四半期(令和2年4月1日～同年6月30日)に係る四半期報告書	令和2年4月1日～同年6月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,194,958千円である ところを3,318,763 千円と記載	売上の前倒しによる売掛金の過大計上及び当四半期前の売上の架空計上

13	令和2年 12月28日	第30期(令和元年10月1日~令和2年9月30日)に係る有価証券報告書	令和元年10月1日~令和2年9月30日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,546,476千円である ところを3,748,893 千円と記載	売上の前 倒しによる 売掛金の過 大計上及び 当期前の売 上の架空計 上
14	令和3年 2月15日	第31期第1四半期(令和2年10月1日~同年12月31日)に係る四半期報告書	令和2年10月1日~同年12月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,536,679千円である ところを3,774,652 千円と記載	売上の前 倒しによる 売掛金の過 大計上及び 当四半期前 の売上の架 空計上
15	令和3年 5月17日	第31期第2四半期(令和3年1月1日~同年3月31日)に係る四半期報告書	令和3年1月1日~同年3月31日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,905,974千円である ところを4,100,733 千円と記載	売上の前 倒しによる 売掛金の過 大計上及び 当四半期前 の売上の架 空計上
16	令和3年 8月12日	第31期第3四半期(令和3年4月1日~同年6月30日)に係る四半期報告書	令和3年4月1日~同年6月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 3,034,207千円である ところを4,236,677 千円と記載	売上の前 倒しによる 売掛金の過 大計上及び 当四半期前 の売上の架 空計上

17	令和3年 12月24日	第31期（令和2年10月1日～令和3年9月30日）に係る有価証券報告書	令和2年10月1日～令和3年9月30日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 3,228,406千円である ところを4,390,901 千円と記載	売上の前倒しによる売掛金の過大計上及び当期前の売上の架空計上
----	----------------	-------------------------------------	----------------------------	-------------	---	--------------------------------

（注）金額は千円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1、同3及び同5の各事実につき

令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法第172条の4第2項、
第24条の4の7第4項、第185条の7第6項
法第7条第1項

表の番号2、同4、同8、同10、同12、同14、同15及び同16の各事実につき

令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法第172条の4第2項、
第24条の4の7第1項、第185条の7第6項

表の番号6、同13及び同17の各事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項
令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法第185条の7第6項

表の番号7の事実につき

法第172条の4第1項、第24条の2第1項、第7条第1項
令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法第185条の7第6項

表の番号9及び同11の各事実につき

令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法第172条の4第2項、
第24条の4の7第4項
法第7条第1項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表の番号2、同4及び同6の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第29期事業年度（平成30年10月1日から令和元年9月30日まで）第2四半期（平成31年1月1日から同年3月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第29期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（平成31年4月1日から令和元年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第29期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第29期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「第29期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第29期第2四半期報告書	642,843円
第29期第3四半期報告書	588,387円
第29期有価証券報告書	626,473円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第29期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第29期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第29期有価証券報告書については、6,000,000円

となる。

ここで、第29期第2四半期報告書、第29期第3四半期報告書及び第29期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第29期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を第29期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第29期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{円}$$

第29期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{円}$$

第 29 期有価証券報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$
 $= 3,000,000$ 円

となる。

表の番号 1、同 3、同 5 及び同 7 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 29 期事業年度第 1 四半期（平成 30 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 29 期第 1 四半期報告書」という。） 、第 29 期第 2 四半期報告書、第 29 期第 3 四半期報告書及び第 29 期有価証券報告書に係る令和 4 年 3 月 31 日提出の各訂正報告書ごとに算出した額（以下「第 29 期訂正報告書に係る個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

{	第 29 期第 1 四半期報告書の訂正報告書	726,497 円
	第 29 期第 2 四半期報告書の訂正報告書	642,843 円
	第 29 期第 3 四半期報告書の訂正報告書	588,387 円
	第 29 期有価証券報告書の訂正報告書	626,473 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 29 期第 1 四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 29 期第 2 四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 29 期第 3 四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 29 期有価証券報告書の訂正報告書については、6,000,000 円

となる。

ここで、第 29 期第 1 四半期報告書、第 29 期第 2 四半期報告書、第 29 期第 3 四半期報告書及び第 29 期有価証券報告書に係る令和 4 年 3 月 31 日提出の各訂正報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 29 期事業年度）に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を第 29 期訂正報告書に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 29 期第 1 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=1,200,000 円

第 29 期第 2 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=1,200,000 円

第 29 期第 3 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=1,200,000 円

第 29 期有価証券報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

= 2,400,000 円

となる。

表の番号 8、同 10、同 12 及び同 13 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 30 期事業年度（令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで）第 1 四半期（令和元年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 30 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期（令和 2 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 30 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期（令和 2 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 30 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第 30 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「第 30 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 30 期第 1 四半期報告書	438,709 円
第 30 期第 2 四半期報告書	396,482 円
第 30 期第 3 四半期報告書	321,388 円
第 30 期有価証券報告書	386,810 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 30 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 30 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 30 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する

額である 3,000,000 円

第 30 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となる。

ここで、第 30 期第 1 四半期報告書、第 30 期第 2 四半期報告書、第 30 期第 3 四半期報告書及び第 30 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 30 期事業年度）に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を第 30 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 30 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 30 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 30 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 30 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

表の番号 9 及び同 11 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 30 期第 1 四半期報告書及び第 30 期第 2 四半期報告書に係る令和 4 年 3 月 31 日提出の各訂正報告書ごとに算出した額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 30 期第 1 四半期報告書の訂正報告書	438,709 円
第 30 期第 2 四半期報告書の訂正報告書	396,482 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 30 期第 1 四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 30 期第 2 四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000 円の 2 分の

1に相当する額である3,000,000円となる。

表の番号14、同15、同16及び同17の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第31期事業年度（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）第1四半期（令和2年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第31期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（令和3年1月1日から同年3月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第31期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（令和3年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第31期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第31期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「第31期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第31期第1四半期報告書	383,988円
第31期第2四半期報告書	393,338円
第31期第3四半期報告書	424,864円
第31期有価証券報告書	424,504円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第31期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第31期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第31期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第31期有価証券報告書については、6,000,000円

となる。

ここで、第31期第1四半期報告書、第31期第2四半期報告書、第31期第3四半期報告書及び第31期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第31期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を第31期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第31期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第31期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第31期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第31期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。